

# 契約内容の明確化と片務的体質の改善による労働時間の短縮にむけて

日建協では、無報酬業務(\*注)の解消による労働時間短縮にむけて、提言書「公共工事における無報酬業務を解消するために」をもとに、国土交通省などへの提言活動を行ってきました。

同時に国土交通省においても受発注者間の片務性是正にむけた取り組みが行われており、契約内容の明確化にむけた施策を打ち出しています。この施策を活用することは無報酬業務の解消につながり、わたしたちの労働時間短縮に寄与するものと考えます。

ここでは国土交通省の施策のうち「条件明示の手引き」と「設計変更ガイドライン」について紹介いたします。

(※注) 無報酬業務：受発注者間の片務的な請負体質や、不明確な契約内容が原因で、受注者が負わされる『対価を伴わない契約外業務』のこと

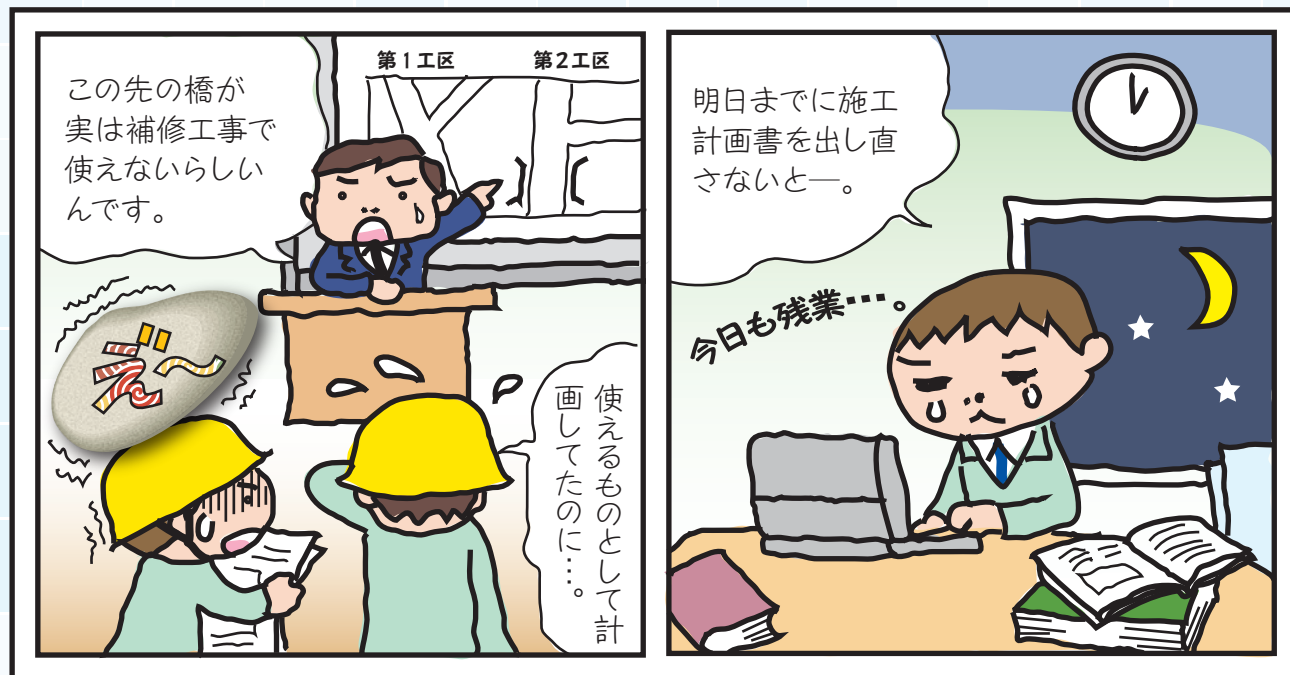
1

## まずは施工条件の明確化が大事!

— 曖昧なままにして困っていませんか? —

契約時の施工条件が違ったために...

- 着工できずに、計画の変更等で膨大な資料を作ったことはありませんか?
- 着工したけど、工程が延びて遅れを取り戻すために休みが取れなかったことはありませんか?



不明確な施工条件

労働時間の増加

## チェックリストを使って施工条件を確認しよう!

発注者側においても、たとえば北陸地方整備局では「条件明示の手引き」を公開しており、受発注者間で共通したチェックリストを使おうという取り組みも進められています。このような取り組みをぜひ参考としてください。

施工条件を明確化するために、チェックリストを活用してみたいかがでしょうか。

### — こんなふうに活用しました —

- 施工条件チェックリストを確認しながら質疑応答書を作成したので、細かい内容まで質疑することができた。
- 契約時の質疑応答書で、不明確な施工条件について明示を求めたところ、「契約後の協議事項とする」という回答を得た。工事受注前に条件変更の項目を把握できたため、変更業務を現場でなく会社対応で行うことができたので、残業ではなく計画的に変更業務ができた。
- 工事受注前に施工条件をチェックすることができたため、施工計画や全体工程の検討を受注後に再検討することなく、スムーズに着工できた。  
(無駄な書類作成がなくなったので残業が減った)
- 設計照査段階で、施工条件をもれなくチェックすることができた。



### 工事条件の明確化について国土交通省が取り組んでいます

- 国土交通省通達 (条件明示について 国官技第369号 H14. 3. 28) 「明示項目および明示事項(案)」  
本省の通達は土工協ホームページからダウンロードできます。  
<http://www.dokokyo.or.jp/dkknews/2002/02index1.htm>

### チェックリストの一例

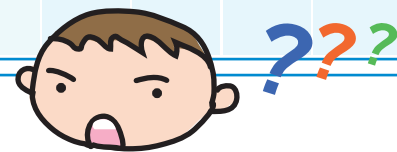
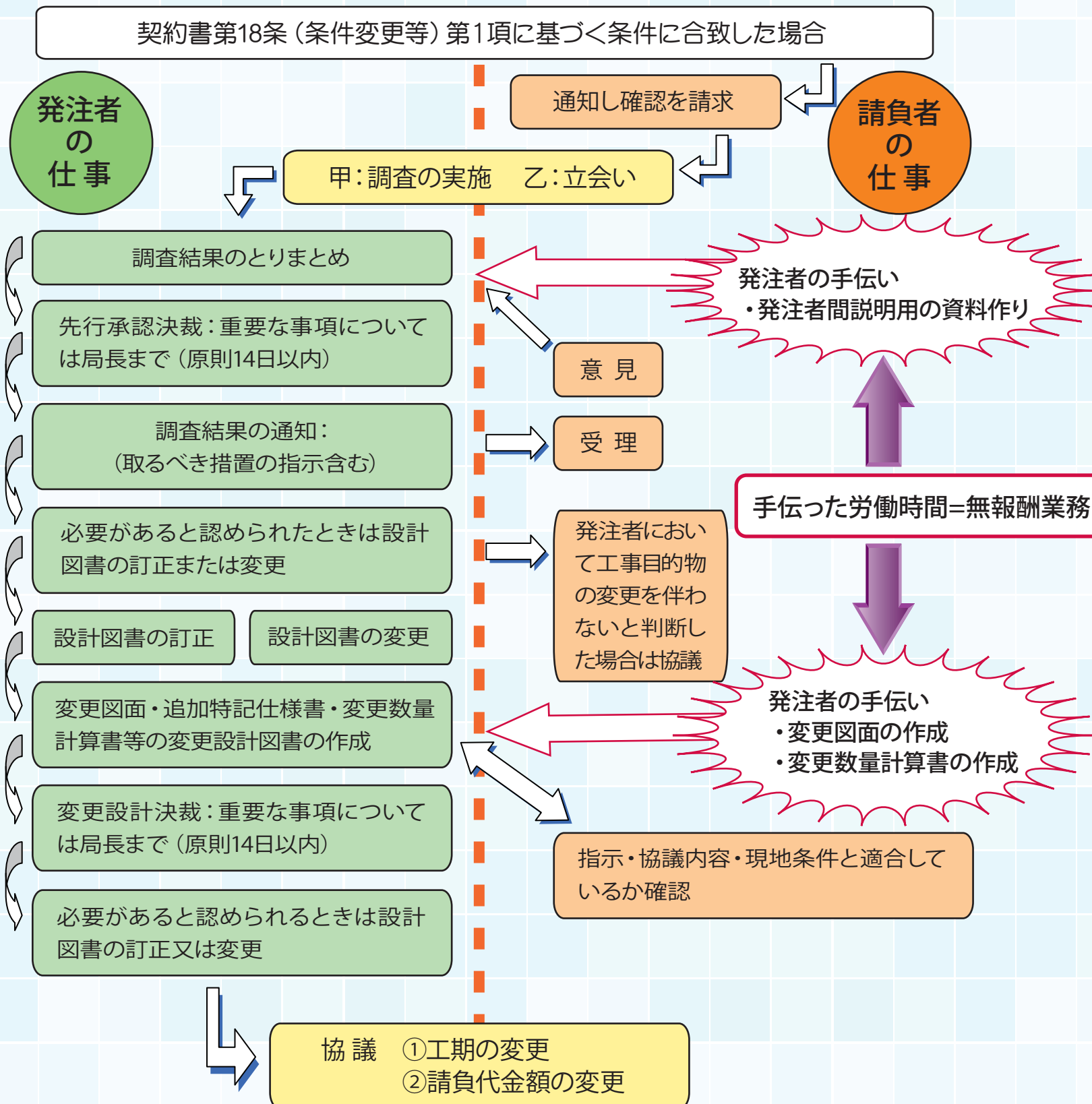
- 北陸地方整備局 「条件明示の手引き」  
この手引きは北陸地方整備局のホームページからダウンロードできます。  
<http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/jouken>

# 2

## 設計変更による業務の増加をなくそう!

—それって私の仕事?—

設計変更手続きが進んでいく過程で、本来発注者が行うべき仕事の依頼を受けてはいませんか? 下のフローから、業務内容の確認をしてみてください。



どうしてやっているの?

- ・「発注者の対応を待っていたら仕事が遅れてしまうので…」
- ・「発注者の申し出を断ったら工事評価点が下がってしまうんじゃないか心配なんです。」
- ・「えっ!? 当然受注者が作るものだと思っていました!!」

その結果…

**私たちの労働時間が増加!!**

このような現状を打破するために!

国土交通省では、受発注者間の片務的体質の改善にむけ、すでに動き出しています。

設計変更の円滑化のため、「**工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)**」が全地方整備局より出されています。

本来発注者が行うべき仕事や、どちらが行うべきなのかわからない仕事を依頼されたときには、発注者と十分に話し合い、責任区分を明確にしましょう。話し合いを通して受発注者間の片務的な請負体質を改善し、設計変更による業務の増加をなくしましょう。

**無報酬業務をなくし、私たちの労働時間を短縮しましょう**

「工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」は各地方整備局、開発局のホームページで公開されており、ダウンロードすることができます。

- ◆日建協ホームページ <http://www.nikkenkyo.com>
- ◆お問い合わせ 日本建設産業職員労働組合協議会 tel 03-5285-3870 mail:nikkenkyo@nifty.com
- ◆このリーフレットはホームページからダウンロードできます

